

伏見区深草地域マスコットキャラクター 使用基準

伏見区深草地域マスコットキャラクターの使用基準については、次のとおりとする。

- 1 深草支所の主催事業及び共催事業について使用することとする。
- 2 その他の事業等で使用する場合は、事前に使用申請書（様式1）及び使用イメージのわかるものを提出し、伏見区基本計画の推進に寄与すると京都市長が認めた場合に限って承認することとする。
ただし、以下の項目に該当する場合は使用を承認しないものとする。
 - （1）特定の政治，思想，宗教等の活動の目的に利用しようとする場合
 - （2）特定の個人又は団体等の売名に利用しようとする場合
 - （3）不当な利益をあげるために利用しようとする場合
 - （4）法令又は公序良俗に反する，又はその恐れのある場合
 - （5）その他，京都市長が承認すべきでない判断した場合
- 3 使用できるデザイン及びその名称は、別紙のとおりとする。
- 4 承認条件は次のとおりとする。
 - （1）第三者に譲渡，転貸しをしないこと。
 - （2）申請のあった事業以外に使用しないこと。
 - （3）デザイン，色，名称等の変更は原則として認めない。変更して使用する場合は、事前に協議すること。
 - （4）許可を受けた使用内容を変更する場合は、事前に協議すること。
 - （5）制作物については、事前に見本として完成品を1部提出すること。
 - （6）申請者が虚偽の申請若しくは不正な手段により承認を受けたとき，又は承認の条件に違反したと認められるときは，当該承認の取消しその他必要な措置を採ることがある。
 - （7）その他，特に付した条件に従って使用すること。
- 5 この使用基準に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

この使用基準は平成30年4月2日から施行する。

1 デザイン



基本デザイン



ばんざい



あせる

そのほか、伏見区役所深草支所の『深草うずらの「吉兆(きっちょう)くん」』のHPに載っているイラストはすべて使用可能です。

2 使用時の名称等の付記

深草地域マスコットキャラクターのデザインを使用する場合は、以下の名称等の付記をしてください。

- (1) 伏見区深草地域マスコットキャラクター
深草うずらの「吉兆^{きっちょう}くん」
- (2) 深草地域マスコットキャラクター
深草うずらの「吉兆^{きっちょう}くん」
- (3) 深草マスコットキャラ
「吉兆^{きっちょう}くん」
- (4) 吉兆^{きっちょう}くん©深草支所

【留意点】

基本的には、(1) 又は (2) を使用してください (伏見区外にお住まいの方が目にされる可能性がある場合は、できるだけ (1) を)。ただし、スペースが狭い場合等は (3) 又は (4) でも構いません。

ふりがなについては、字が小さくなるため判読が困難な場合を除き、入れてください。対象が児童等の場合は、「吉兆」の平仮名表記も可能です。

3 使用例



伏見区深草地域マスコットキャラクター
深草うずらの「吉兆^{きっちょう}くん」



吉兆^{きっちょう}くん©深草支所